

別記様式第1号(第四関係)

いわもとちくかつせいかけいかく
岩本地区活性化計画

愛媛県

愛媛県西予市

平成27年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	岩本地区活性化計画	都道府県名	愛媛県	市町村名	西予市	地区名	岩本	計画期間	平成27年度～平成29年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	-----	----	------	---------------

目 標 :

受益地内の農業用排水路・耐久性畦畔及び湧水処理の整備により、農作業の省力化・効率化を図り、収益の減少する農家の経営を安定させる。生産基盤の整備等を行い、具体的な数値目標としては、現在の認定農業者数3人(平成25年度)から4人(平成29年度)への増加を目標とし、農業従事者等の定住化を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、西予市城川町の南東部に位置する農山村地域で、水稻・栗・トマト・きゅうりを基幹作物とし農業の振興を図っている。しかし、近年、米の価格低下が著しく、農地の耕作放棄地化が懸念される状況となっており、新たな収益の柱となる農業を模索している。このため、農業用施設の保全を行うことにより、維持管理の負担軽減と農作物の安定的な生産を図ることで、耕作放棄地の発生を防止し、また担い手への農地の面的集積を進めることが急務となっている。また、地区設定は、5行政区(岩本・吉之沢・辰之口・本村・杭)からなり小学校区や公民館が同一であり、伝統行事やPTA・婦人会・公民館等の活動を岩本地域として連携して行っており、歴史的・社会的に体的に強い連携意識のある一体的な地域として設定することとする。

現状と課題

昭和56年度に農村総合整備モデル事業で区画整理が行われ、狭小・不整形な農地は概ね整備されたが、地形が急峻なため、一部のほ場は狭小かつ不整形なものとなっている。また、耕起、代掻き、畦畔の草刈り等の農作業に多大な労力を要していると共に、畦畔法尻からの湧水により機械の導入が困難な状況となっており、その処理にも苦慮している。加えて、用排水路は老朽化や雨水等の影響により機能が低下し、補修に多大な労力を費やしており、安定的な農業用水の確保が懸念されている。

更に、近年の過疎・高齢化による集落機能の低下と併せて、今後ますます農作業や農地、農業用施設の維持管理に要する労力の不足が予想され、耕作放棄地や遊休農地の増加が懸念されている。

このため、農業経営の安定化を図るとともに、担い手の確保や農地・農業用施設の保全対策を推進し、地域の活性化を図っていくことが重要な課題となっている。

今後の展開方向等

農産物価格の低迷や、農林業従事者の高齢化、後継者不足など、地域活力が低下する中、

- ①農業用排水路、耐久性畦畔、湧水処理の整備により、農作業の省力化・効率化による営農経費の節減と水管理の合理化を図る。
- ②農業用排水施設を計画的に整備することにより、農業用水の安定供給を図り農業生産性の向上及び遊休農地増加の抑制を図る。

これらの施策を実施し兼業農家や高齢者にやさしい農業生産活動の持続により、農業従事者の定住化を図りながら、岩本地区の認定農業者を増加させる。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
西予市	岩本	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	西予市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

岩本地区(愛媛県西予市)	区域面積	692ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の面積692haのうち農林地面積544haで79%を占め、就業人口278人のうち約56%の156人が農業従事者である。地域の営農形態は水稻を中心とした、中山間農業地域である。(農林業センサス2010)		
②法第3条第2号関係： 人口動態は、平成21年から平成26年において人口減少率12.3%、高齢化率30.1%となっている。農業就業人口においては、平成17年から平成22年の農業就業人口減少率は17.0%で高齢化率が52.6%に達している状況である。この農業者の高齢化傾向は深刻な状況であり、地域の活性化のためには後継者の確保と地域間交流による交流人口の拡大が必要不可欠な区域である。(H21～H26住民基本台帳、農林業センサス2005、2010)		
③法第3条第3号関係： 計画区域は、市街地を形成する区域を含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
					該当なし								

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物			該当なし			
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容		備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針			
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法	該当なし		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等			
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準			
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準			
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法			
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項			
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件			
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項			

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了年度の翌年度(H30)の9月末までに、愛媛県農地整備課及び西予市農業水産課において、西予市農業水産課、西予市農業指導班の調査資料により、平成29年度末における区域内の認定農業者数を確認し、第三者(JAひがしうわ営農部 予定)による評価により検証する。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表) せいよし 西予市	H27～H29

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農地整備課	089-941-2111	089-921-9579	nouchiseibi@prf.ehime.jp
西予市農業水産課	0894-62-6409	0894-62-6340	nousui@city.seiyo.ehime.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (岩本)	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する担い手への農地利用集積 (目標番号:8)	21.55 ポイント	計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) =(計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷事業の受益面積(ha))(目標)×100 - (事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷事業の受益面積(ha))(現状)×100
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は昭和56年に農村総合整備モデル事業によりほ場整備が行われたが、整備後30年以上経過し老朽化した用排水路は、機能が著しく低下し、毎年の補修作業に多大な労力を費やすとともに安定的な農業用水の確保に苦慮している。さらに、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中、農作業の受委託等が思うように進まず、健全な営農がおこなえない状態である。 このため、農業用排水路・農地保全施設(耐久性畦畔、湧水処理)の整備により、担い手への農作業の受委託が容易になり、後継者等担い手農家の育成や農作業の省力化・効率化により営農経費の節減や生産性の向上等が図られ、農業経営の安定化による定住等の促進に資する。 よって、これらの基盤条件の改良を行い農業用排水施設等の計画区域における担い手への農地利用集積率の増加を数値目標として設定する。 =(計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)(A=0.64ha)÷事業の受益面積(ha)(A=2.32ha))(目標)×100 - (事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)(A=0.14ha)÷事業の受益面積(ha)(A=2.32ha))(現状)×100 =農地利用集積率の増加(21.55 ポイント)		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
小規模農林地等 保全整備	岩本	用排水路工 耐久性畦畔工 湧水処理工	L=800m L=1,300m L= 500m	H27～H29	西予市	43,000	23,650	55%	23,650	<p>本地区の農業用水施設は、老朽化によるトラフの目地の欠落や不等沈下によってその機能が著しく低下し、毎年の補修作業に多大な労力を費やしている。また、地形が急峻で畦畔が高いため、畦畔法尻からの湧水により機械の搬入が困難な状況となっている。畦畔の草刈りや畦塗り作業は足場の悪い高所での作業となり高齢農家にとっては肉体的、精神的負担となり、作業効率の悪化を招くだけでなく、耕作継続を断念し、耕作放棄地が増加する大きな要因にもなっている。</p> <p>このため、用排水路工、耐久性畦畔工、湧水処理工を整備を実施し、優良農地の確保と農業経営の改善を進め農業従事者等の定住化を図りながら、認定農業者を増加させるとともに、農地集積を促進させる。</p>
合 計						43,000	23,650		23,650	

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
該当なし			

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県西予市		
計画期間 実施期間	平成27年度～平成29年度 平成27年度～平成29年度	総事業費(交付金)	43,000千円(23,650千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	本計画の目標は、過疎高齢化が著しく進行している地域であり、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保や棚田地域の保全を図り安定した農林水産業の経営確保と新たな展開することで農山漁村の活性化のための定住の促進に資する内容となっていることから、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	西予市総合計画(H18.3制定)、農業振興地域整備計画(H20.12制定)、及び土地改良事業計画(S58.1制定)等との整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	岩本地区自治会長や受益者全員に事業概要を説明し、合意形成されている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	<input type="radio"/>	地元説明会等で女性地権者も参加し、意見を聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	岩本地区自治会長が中心となり岩本地区里地棚田保全整備事業委員会を設置し、推進体制は整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	農業用排水施設整備・棚田地域の保全により定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保を図ることにより、認定農業者数を増加させ農業従事者等の定住化を図ることから、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	当地区は稲作を中心とした地域であり、収穫等農作業に伴う行程調整等が必要となるため、計画期間も3年、実施期間3年は、ともに適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か	<input type="radio"/>	交付金要望額 = 23,650千円 交付限度額 = 43,000千円 × 交付額算定交付率55% = 23,650千円であり、範囲内である。

2 個別事業について (岩本地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施工にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木構造物等は、土地改良事業計画設計基準(農林水産省構造改善局)に基づく検討を行い安全性を確保する。また、設計・施行等においては、西予市土木工事検査基準により実施しており、検査体制は確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし。
増築等若しくは既存又は旧材を再利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等により、構造物・農林業用のもの・主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの・その他のもの:17年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	本地区は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業であるため、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針(平成19年3月28日付け18農振第1596号農林水産省農村振興局通知)」に基づき算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定効果は1.15である。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	実施要領の以下の要件を満たしている。 ・事業主体は、西予市である。 ・対象地域は、五法指定地域等(山村、過疎、特農)の指定を受けている。 ・勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の100%を占めており、1/2以上となっている。 事業別メニューは57であり、(1)農地の簡易な整備及び(2)土地改良施設の整備を行うこととしており、以下の実施要領の運用の要件を満たしている。 ・上記のとおり勾配1/20以上の農用地の面積が1/2以上となっており、本地域の農業生産条件を改善するため事業を実施するものである。 ・各工種の受益面積は、農業用排水路1.7ha、耐久性畦畔1.9ha、湧水処理0.9ha、重複1.3haで合計2.3haとなり1ha以上である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれはないか	○	西予市が施工し、西予市において維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する聞き取りなどを行っている。

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	経済比較を行い安価な工法を採用し、コスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	事業内容を地元関係者に説明し、用地買収や借地用地(資材置き場等)の必要性や必要箇所等の理解を得ており、用地確保の見通しがある。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)1の第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	西予市において、起債計画に関して十分検討・調整を行っている。なお、必要事業費についてはH27事業分については当初予算で計上している。H27以降については、財政当局と協議済みである。また、地元負担に関しては説明(同意)済みである。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	工事委託については、指名競争入札にて執り行う予定である。なお、入札に付す案件については、西予市条件付一般競争入札実施要項の他、HP等にて公表している。(西予市入札実施要綱:第2条、1件につき設計金額が5,000万円以上の工事は、一般競争入札を行うものとする。)
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業完了後は、西予市(直営)において適正に管理を行う。 施設の管理・更新費は「委託料・維持修繕料」(市単独費)で対応する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	—	他の事業への重複申請はない。